

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 7 年 6 月 2 7 日	
和歌山県知事 殿	
提出者 テ530-0043	
住 所 大阪市北区天満一丁目25番17号	
氏 名 株式会社森本組 大阪支店	
執行役員支店長 具足 貴史	
電話番号 06-6353-8855	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社森本組 鏡石トンネル作業所
事業場の所在地	和歌山県海南市別所外地内
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 136,250 万円
③ 従業員数	114人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	1・がれき類 ⇒ 中間処理施設(破碎) ⇒ 再生品利用(路盤材など) 2・汚泥 ⇒ 中間処理施設(脱水・造粒固化) ⇒ 再資源化(再生土など) 3・木くず ⇒ 中間処理施設(破碎) ⇒ 再資源化(チップ材など) 4・建設混合廃棄物 ⇒ 中間処理施設(破碎) ⇒ 再資源化(建設材料など) ⇒最終処分(埋立)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

管理体制は、土木部門と建築部門に分かれる。

1・大阪支店長(処理計画統括責任者) ⇒ 土木部 ⇒ 土木作業所(処理計画作成担当者)
⇒ 廃棄物処理責任者(廃棄物担当者)

2・大阪支店長(処理計画統括責任者) ⇒ 建築部 ⇒ 建築作業所(処理計画作成担当者)
⇒ 廃棄物処理責任者(廃棄物担当者)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	1,107.42 t	t
	(これまでに実施した取組) がれき類・汚泥・木くず・紙くずなどは、再資源化に 努めることができた。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	550 t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も排出する産業廃棄物に付いては、 委託先を選定し再資源化に努めます。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各作業所内にコンテナを設置し、廃棄物の分別に努めました。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き各作業所で発生する廃棄物は、分類分別し管理します。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら再生利用を行った産業廃棄物はありません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後も、自ら再生利用を行う産業廃棄物はありません。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら産業廃棄物の中間処理を行ったことはありません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後も、自ら産業廃棄物の中間処理を行うことはありません。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を 行ったことはありません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後も自ら産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を 行うことはありません。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	1,107.42 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1,081.02 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1,107.42 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組） 委託契約チェックリストに従い、産業廃棄物を委託する 業者を選定し、書面による契約を実施しています。 再資源化率の高い業者を選定しています。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	520 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	520 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) がれき類・金属くず・紙くず・木くずなどについては、 再資源化出来るように努めます。 分別を徹底し、最終処分量を減らすよう努めます。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

